

令和5年度  
介護支援専門員実務研修

# 介護支援専門員証に係る 各種手続き等について

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

# 本日の内容

---

- 1) 実務研修修了後の手続きについて
- 2) 介護支援専門員証の有効期間更新について
- 3) 介護支援専門員証の有効期間が満了した場合について
- 4) 申請又は届出が必要な場合について
- 5) 留意事項

# 1) 実務研修修了後の手続きについて

- 介護支援専門員証の交付を受けていないと、介護支援専門員として業務に就くことはできません。
- 研修を修了しただけでは、介護支援専門員証は交付されません。
- 介護支援専門員証の交付を受けるためには、**申請手続きが必要です。**

## 介護保険法第69条の7

第69条の2第1項の登録を受けている者は、都道府県知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができる。

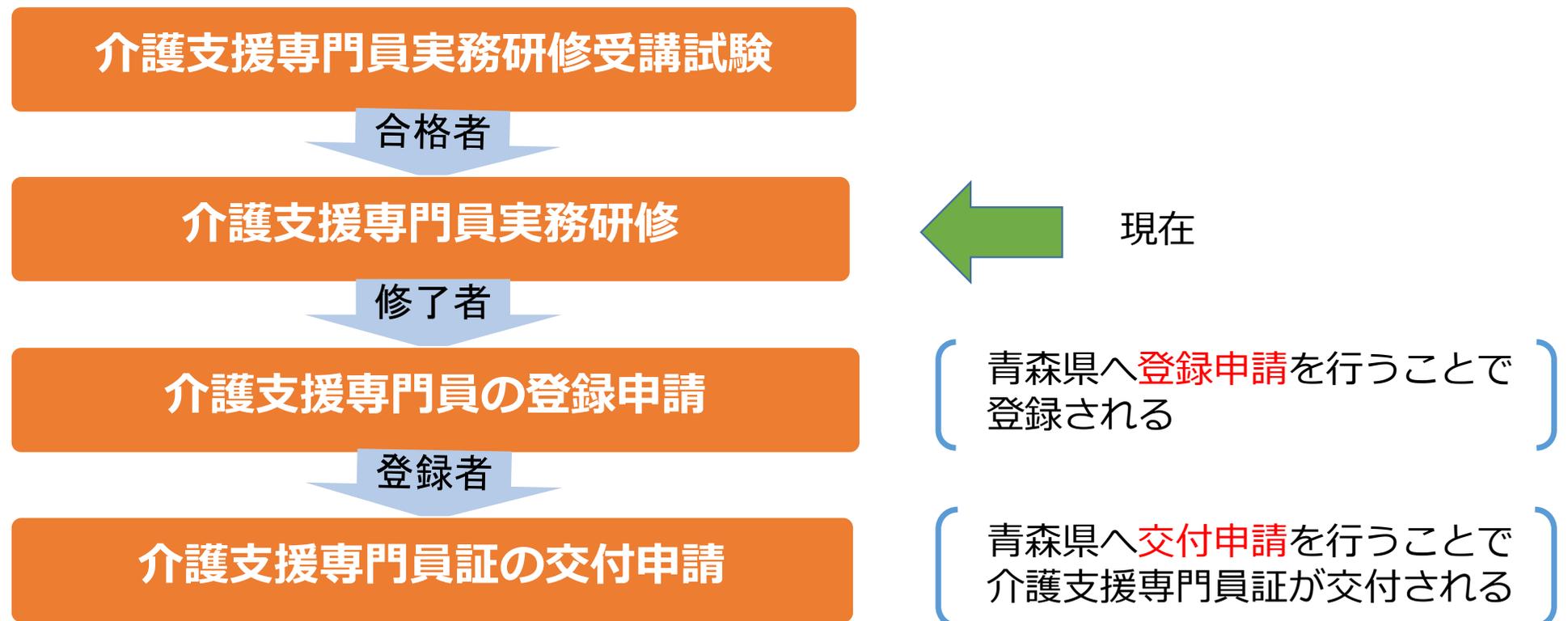
## 介護保険法第69条の7第2項

介護支援専門員証の交付を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。ただし、第69条の2第1項の登録を受けた日から厚生労働省令で定める期間以内に介護支援専門員証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

## 介護保険法施行規則第113条の17

法第69条の7第2項の厚生労働省令で定める期間は、5年とする。

# 1) 実務研修修了後の手続きについて



# 介護支援専門員の登録申請

介護支援専門員の登録は、試験に合格し、実務研修を修了する必要があります。また、登録申請は実務研修修了後3ヶ月以内に行うこととされています。

## 【介護支援専門員の登録】介護保険法第69条の2第1項

厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であって、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。  
(以下略)

## 【登録の申請】介護保険法施行規則第113条の7第1項

法第69条の2第1項の規定による登録を受けようとする者は、介護支援専門員実務研修を修了した日から3月を経過する日までに、氏名、生年月日及び住所その他の登録に際し必要な事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

## 介護支援専門員証の交付申請（1/3）

介護支援専門員として業務に就くためには、介護支援専門員証の交付を受けていなければなりません。

### 【定義】 介護保険法第7条第5項

この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業（第115条の4第1項第1号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。以下同じ。）を利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして法第69条の7第1項の**介護支援専門員証の交付を受けたもの**をいう。

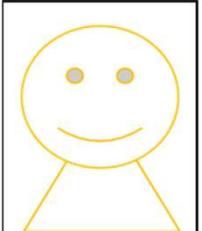
# 介護支援専門員証の交付申請（2/3）

介護支援専門員証の交付申請手続きは、登録完了後になります。

## 【介護支援専門員証の交付等】介護保険法第69条の7第1項

第69条の2第1項の登録を受けている者は、都道府県知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができる。

【 表 】

介護支援専門員証	
	登録番号 020000000 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">見本</span>
氏名	青森 太郎
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
交付年月日	令和〇〇年〇月〇日
有効期間満了日	令和〇〇年〇月〇日

上記の者は介護支援専門員であることを証明する。  
青森県知事

【 裏 】

〈 注 意 〉

- (1) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (2) この証明所を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- (3) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき、登録名簿の移転等によって資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

## 介護支援専門員証の交付申請（3 / 3）

届出・申請が必要 なとき	必要書類		
	申請書	添付書類	手数料 (青森県収入証紙)
青森県に登録をする とき	介護支援専門員登録申請 書 (第1号様式)	①実務研修修了証明書(写し)  ②住民票(6ヶ月以内に交付されたもの)	—
介護支援専門員 証の交付を受ける とき	介護支援専門員証交付申 請書 (第6号様式_実務研修修 了者向け)	①写真2枚(1枚は申請書に貼り付け) 縦3.0×横2.4cm ※ <b>6カ月</b> 以内に撮影したもの、無帽、正面、上三 分身、無背景とし、裏面に <b>氏名・生年月日を記載</b> ②434円の切手を貼り付けた <b>定型</b> の返信用封筒 (住所・氏名を記載する) → 日中自宅に不在の場合、勤め先住所としても 可。その場合勤め先名も記載する。 ③実務研修修了証明書(写し)	青森県収入証紙 450円 ※ <b>収入印紙ではない</b> ので注意！！

※修了証明書は、演習終了後、3ヶ月後の事後評価修了後に郵送されます。

※修了証明書が届き次第、登録と交付申請をしてください。

※添付書類に不足がないか提出前に十分ご確認ください。

## 2) 介護支援専門員証の有効期間更新について

- 交付を受けた**介護支援専門員証の有効期間は5年間**です。  
(有効期間満了日は介護支援専門員証に記載しています。)



- 有効期間を更新するためには、有効期間が満了する前に所定の研修を修了してから、有効期間の更新申請をしなければなりません。

# 所定の研修について

※初回更新時のフロー  
(2回目以降点線部分  
ただし、初回更新で専門Ⅰ  
を受講していない場合は、  
専門Ⅰも受講必要)

実務経験者

実務未経験者

①または②

①

**専門研修課程Ⅰ** (56h)  
※現任で就業後6ヶ月以上の方が対象  
**専門研修課程Ⅱ** (32h)  
※現任で就業後3年以上の方が対象

②

**実務経験者向けの更新研修**  
(88h)  
※有効期間がおおむね1年以内に満了する方が対象

③

**実務未経験者向けの更新研修**  
(54h)  
※有効期間がおおむね1年以内に満了する方が対象

修了

修了

修了

介護支援専門員証有効期間の更新交付申請書提出  
**※研修を修了しただけでは更新したことにはなりません。**

# 実務経験者について

## 実務経験者とは？

介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の①～⑧の事業所または施設において、介護支援専門員として就労したものとします。

- ①居宅介護支援事業所
- ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス
- ④介護保険施設
- ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦介護予防支援事業所
- ⑧地域包括支援センター

①～⑧で就労していたとしても、次の場合は**実務経験としては認められません。**

- ・要介護認定のための調査業務のみを行っていた
- ・利用者やサービス提供事業者との連絡調整を補助的に行っていた
- ・サービス計画の作成を行っていなかった

☆居宅介護支援事業所の管理者については実務経験ありと認められます。

☆実務経験の期間については特段の定めはありません。

### 3) 介護支援専門員証の有効期間が満了した場合

---

○介護支援専門員証の有効期間が切れた場合、「登録」自体は消  
除しませんが、**介護支援専門員として仕事に就くことはできませ  
ん。**

○仮に、介護支援専門員証の有効期限が切れた状態で、介護支援  
専門員の業務を行った場合、本人の介護支援専門員の登録が削除  
されることもあります。また、**事業所も人員基準違反で介護報酬  
の返還が発生する可能性があります。**

## 4) 申請または届出が必要な場合

---

- 次の表に該当する場合は、**速やかに**県へ申請または届出をしてください。
- この内容については、県ホームページにも掲載しており、申請様式をダウンロードすることもできますので、御活用ください。
- 特に、氏名や住所が変更した場合に変更届出書の提出がないと、**県や介護支援専門員関係機関からの重要なお知らせが届きません**ので忘れずに提出をしてください。

## 申請及び届出が必要な場合

- (1) 介護支援専門員証の有効期間を更新したい場合
- (2) 介護支援専門員証の有効期間を更新しない場合  
(介護支援専門員証を返納したい場合)
- (3) 介護支援専門員が氏名又は住所を変更した場合
- (4) 介護支援専門員の登録を移転したい場合
- (5) 介護支援専門員証の紛失・汚損などにより再交付を受けたい場合
- (6) 介護支援専門員研修を青森県以外の都道府県で受講したい場合
- (7) 再研修修了後に介護支援専門員証の交付を受けたい場合
- (8) 介護支援専門員が死亡した場合など
- (9) 介護支援専門員が登録を削除したい場合
- (10) 修了証明書の証明書の交付を受けたい場合（県発行分）

(1) 介護支援専門員証の有効期間を更新したい場合

届出・申請が必要なとき	必要書類			いつまで
	申請書	添付書類	手数料 (青森県収入証紙)	
介護支援専門員証の有効期間を更新するとき	介護支援専門員証有効期間更新交付申請書(第7号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①写真2枚(1枚は申請書に貼り付け) ※6カ月以内に撮影したもの、 上三分身、縦3.0×横2.4cm</li> <li>②434円の切手を貼り付けた定型の返信用封筒(住所・氏名を記載する)</li> <li>③介護保険法第69条の8第2項に規定する研修又は同項ただし書きの規定により知事が指定する研修の修了証明書の写し</li> <li>④介護支援専門員証(原本)</li> </ul>	<p>450円</p> <p>※収入印紙ではないので注意!</p>	有効期間の1年前から1ヶ月前まで

(2) 介護支援専門員証の有効期間を更新しない場合（介護支援専門員証を返納したい場合）

届出・申請が必要なとき	必要書類			いつまで
	申請書	添付書類	手数料 (青森県収入証紙)	
有効期間の満了等により介護支援専門員証を返納するとき	介護支援専門員証返納書 (第9号様式)	介護支援専門員証	—	—

### (3) 氏名又は住所を変更した場合

届出・申請が必要なとき	必要書類			いつまで
	申請書	添付書類	手数料 (青森県収入証紙)	
介護支援専門員証の有効期間が残っている方が氏名を変更したとき	介護支援専門員証書換え交付申請書(第3号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①戸籍謄本又は戸籍抄本</li> <li>②写真2枚(1枚は申請書に貼り付け) ※6カ月以内に撮影したもの、上三分身、縦3.0×横2.4cm</li> <li>③434円の切手を貼り付けた定型の返信用封筒(住所・氏名を記載する)</li> <li>④介護支援専門員証(原本)</li> </ul>	<p>450円</p> <p>※収入印紙ではないので注意!</p>	変更があった時、遅滞なく
介護支援専門員証の有効期間が残っている方が住所を変更したとき	介護支援専門員登録事項変更届出書(第10号様式)	住民票	—	変更があった時、遅滞なく
介護支援専門員証の有効期間が切れている方が氏名又は住所を変更したとき	介護支援専門員登録事項変更届出書(第10号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①氏名に変更があった場合 ・戸籍謄本又は戸籍抄本</li> <li>②住所に変更があった場合 ・住民票</li> </ul>	—	変更があった時、遅滞なく

#### (4) 介護支援専門員の登録を移転したい場合

届出・申請が必要なとき	必要書類			いつまで	提出先
	申請書	添付書類	手数料 (青森県収入証紙)		
青森県から他県等へ登録を移転したいとき	<p>移転先の都道府県の介護保険担当課へお問い合わせください。 また、手続きは青森県高齢福祉課を経由して行います。</p>				
他県等から青森県へ登録を移転したいとき	介護支援専門員登録移転申請書(第2号様式)	<p>①住民票(※登録の移転申請に併せて住所の異動があった場合のみ)</p> <p>②介護支援専門員証(原本)</p>	—	—	現在登録を受けている都道府県の介護保険担当課
	介護支援専門員証登録移転交付申請書(第6号様式の2)	<p>①写真2枚(1枚は申請書に貼り付け) ※6カ月以内に撮影したもの、上三分身、縦3.0×横2.4cm</p> <p>②434円の切手を貼り付けた定型の返信用封筒(住所・氏名を記載する)</p>	450円	—	

(5) 介護支援専門員証の紛失・汚損などにより再交付を受けたい場合

届出・申請が必要なとき	必要書類			いつまで
	申請書	添付書類	手数料 (青森県収入証紙)	
介護支援専門員証を亡失又は滅失したとき	介護支援専門員証再交付申請書 (第8号様式)	①写真2枚(1枚は申請書に貼り付け) ※6カ月以内に撮影したもの、上三分身、縦3.0×横2.4cm ②434円の切手を貼り付けた定型の返信用封筒(住所・氏名を記載する) ③本人であることを証明する書類等(運転免許証、旅券等の写し)	450円	—
介護支援専門員証を汚損又は破損したとき	介護支援専門員証再交付申請書 (第8号様式)	①写真2枚(1枚は申請書に貼り付け) ※6カ月以内に撮影したもの、上三分身、縦3.0×横2.4cm ②434円の切手を貼り付けた定型の返信用封筒(住所・氏名を記載する) ③汚損又は破損した介護支援専門員証	450円	—

(6) 介護支援専門員研修を青森県以外の都道府県で受講したい場合

届出・申請が必要とき	必要書類			いつまで
	申請書	添付書類	手数料 (青森県収入証紙)	
やむを得ない事情で、介護支援専門員研修を青森県以外の都道府県で受講したいとき	介護支援専門員 受講地変更願	介護支援専門員証の写し	—	研修申込期限の 1ヶ月前まで

※ 受講希望先の都道府県によっては、他県からの研修の受講の受入を行っていない場合がありますので、あらかじめ受講希望先の都道府県の担当者へ研修受講の可否を確認してください。

(7) 再研修終了後に介護支援専門員証の交付を受けたい場合

届出・申請が必要なとき	必要書類			いつまで
	申請書	添付書類	手数料 (青森県収入証紙)	
再研修終了後に介護支援専門員証の交付を受けるとき	介護支援専門員証 交付申請書 (第6号様式_再研修 終了者向け)	①写真2枚(1枚は申請書に貼り付け) ※6カ月以内に撮影したもの、上三分身、 縦3.0×横2.4cm ②434円の切手を貼り付けた定型の返 信用封筒(住所・氏名を記載する) ③再研修終了証明書(写し)	450円	研修終了 後、1ヶ月 の間

## (8) 介護支援専門員が死亡した場合など

届出・申請が必要なとき	必要書類			いつまで
	申請書	添付書類	手数料 (青森県収入証紙)	
介護支援専門員が死亡したときや欠格事由に該当したとき	介護支援専門員死亡等届出書 (第4号様式)	①当該届出事由に該当することを証する書面 ②介護支援専門員証	—	届出事由に該当した日(死亡の場合はその事実を知った日)から30日以内

## (9) 介護支援専門員が登録を削除したい場合

届出・申請が必要なとき	必要書類			いつまで
	申請書	添付書類	手数料 (青森県収入証紙)	
介護支援専門員の登録を削除したいとき	介護支援専門員登録 削除申請書 (第5号様式)	介護支援専門員証	—	—

(10) 修了証明書の証明書の交付を受けたい場合

届出・申請が必要なとき	必要書類			いつまで
	申請書	添付書類	手数料 (青森県収入証紙)	
修了書を紛失したとき	証明願	84円の切手を貼り付けた定型の返信用封筒	450円	—

※ 下記の研修に関する証明書については、県高齢福祉保険課あてにお問い合わせください。

- 主任介護支援専門員研修
- 主任介護支援専門員更新研修
- 介護支援専門員再研修

## 申請及び届出の提出先

---

○個別に提出先が記載されているもの以外の届出については、下記まで提出してください。

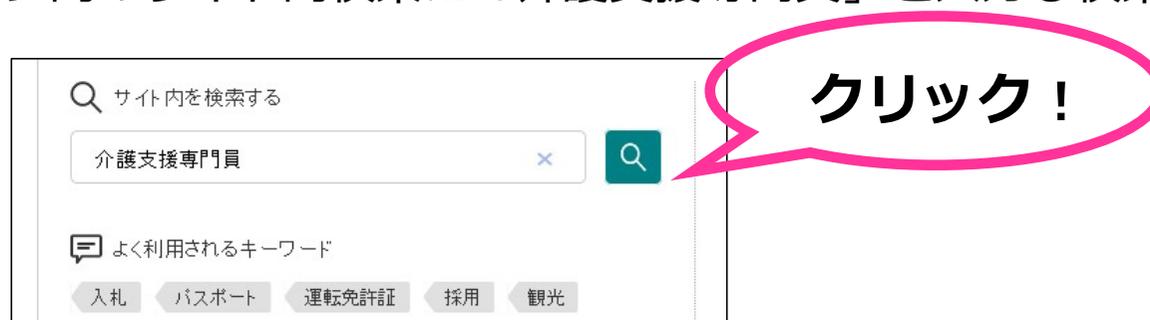
〒030-8570  
青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県健康福祉部高齢福祉保険課  
介護保険グループ 宛

( TEL 017-734-9298 (グループ直通)  
FAX 017-734-8090 (高齢福祉保険課用) )

各種様式等については県のホームページにも掲載していますので、一度検索してみてください。<https://www.pref.aomori.lg.jp/>

① 青森県庁ホームページ内のサイト内検索に「介護支援専門員」と入力し検索



② 表示された画面の「介護支援専門員」内に必要な情報が掲載されていますので、適宜確認してください。



## 5) 留意事項

---

### I 介護支援専門員証は「一度交付を受けたら一生もの」ではありません！

介護支援専門員証の有効期間は5年間です。更新するためには、必要な研修を修了後、更新手続きが必要です。

有効期間満了日を過ぎてから更新手続きはできません。

※現在、更新手続きの個別の案内や更新研修の案内は、対象者へは送付しません。

- 介護支援専門員証の有効期間については、関係機関からの案内に頼ることなく、自己管理を徹底してください。
- 年間の研修スケジュールは3月、各更新研修等の募集案内は各研修日程の概ね2カ月前くらいに県ホームページに掲載しますので、更新期限の1年前にはご確認をいただき、受付期間内にお申込みください。

## Ⅱ 有効期間内の介護支援専門員証を紛失したら、再交付手続きを！

特に介護支援専門員として業務を行っている方は、速やかに申請してください。



→「私のケアマネ証の有効期間満了日はいつですか？」「介護支援専門員の番号が何番かわからないんだけど」「失くしたんですけどどうしたらいいですか？」という問い合わせをすることがないように、お願いします。

※介護支援専門員証の有効期間や番号はお電話では原則お知らせしません。

## Ⅲ 研修の修了証明書は紛失しないように保管してください！

更新申請書提出時などに、各研修の修了証明書の写しが必要となります。  
実務研修のみでなく、受講した研修の修了証は大切に保管してください。

→研修申込時に「私、何の研修を受けましたっけ？」「どの研修を受ければいいですか？」という問い合わせをすることがないように、お願いします。

## **Ⅳ 住所、氏名が変更したら県へ届出を！**

住所、氏名に変更があった場合は、速やかに登録している都道府県に変更届を提出しなければなりません。

→「何かのついでに」「今度の更新のときに」と、ならないようお願いします。

## **Ⅴ 県、介護支援専門員関係機関からの郵便物は必ず読んでください！**

県や介護支援専門員関係機関（青森県介護支援専門員協会など）からみなさんに郵送する通知の内容は重要ですので、必ず読んでください。

→「届いたけど、忙しいから後で見ようと思ってそのまま忘れていて今読んでみたら、大切な締め切りの後だった！」「どうせ大した内容ではないと思って放っておいたから、何のことかわからない。」ということがないように注意してください。